



新潟市にテレワーク移住しませんか？

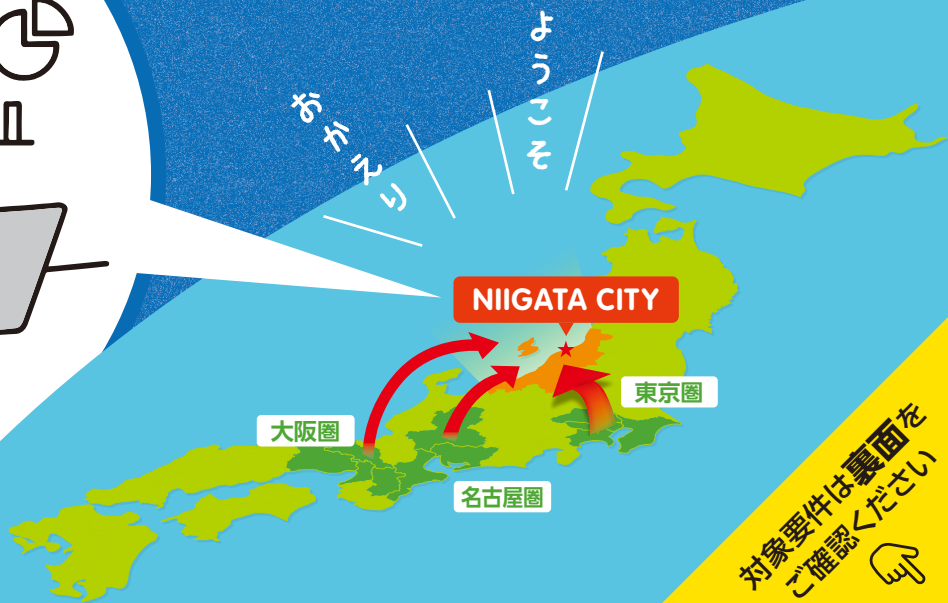
新潟市移住促進特別支援事業

三大都市圏 **東京圏** **名古屋圏** **大阪圏** から

新潟市への移住で

50 **万円** **交付**

2人以上の世帯は**50万円**、単身者は**30万円**の交付。



対象要件は裏面を
ご確認ください



以下の要件を満たす移住で

最大50万円の交付

1. 移住元に関する主な要件

- 新潟市に住民票を移す直前に、**連続して1年以上、三大都市圏に在住**していたこと

三大都市圏

東京圏 : 埼玉・千葉・東京・神奈川

名古屋圏 : 岐阜・愛知・三重

大阪圏 : 京都・大阪・兵庫・奈良

2. 転入先に関する主な要件

- 1 支援金の申請時に、新潟市に住民票を移して**転入後6ヶ月以内**であること
- 2 支援金の申請日から1年以上、新潟市に継続して居住する意があること など

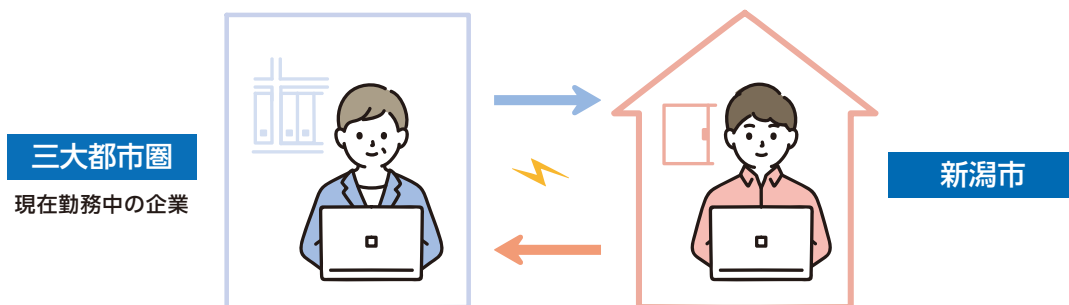
※申請日から**1年未満**で新潟市から転出した場合、支援金の**全額返還**が求められます。

3. テレワークに関する主な要件

- **所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住**した場合であって、**本市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き1年以上行うこと**
- **週20時間以上**テレワークを実施していること など

※申請日から**1年以内**に支援金の**対象の職を辞した場合**、支援金の**全額返還**が求められます。

注意 「移住支援金」「子育て支援金」の交付を受けた者は、この「特別支援金」の交付を受けることは出来ません。



上記の要件を満たした場合に限り、

2人以上の世帯は50万円、単身者は30万円 の交付があります。

※申請書の受付は、各年度公表から**3月15日**まで

※上記以外の要件については、ホームページにてご確認ください。 <https://iju.niigata.jp/ijusokushintokubetu/>

このチラシについてのお問い合わせ

新潟市 雇用・新潟暮らし推進課 ☎025-226-2149

新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5F [メールアドレス] koyo@city.niigata.lg.jp

事業の詳細・申請書のダウンロードはこちら

